

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第19回）

日 時：令和2年12月29日（火）13:30～

場 所：審議会室

次 第

1 開 会

2 本部長訓示

3 議 事

（1）感染者の発生状況について

資料1

（2）県民・事業者への要請、感染症対策について

資料2

（3）事業者への要請に伴う協力金の支給について

資料3

（4）GoToキャンペーン事業への対応について

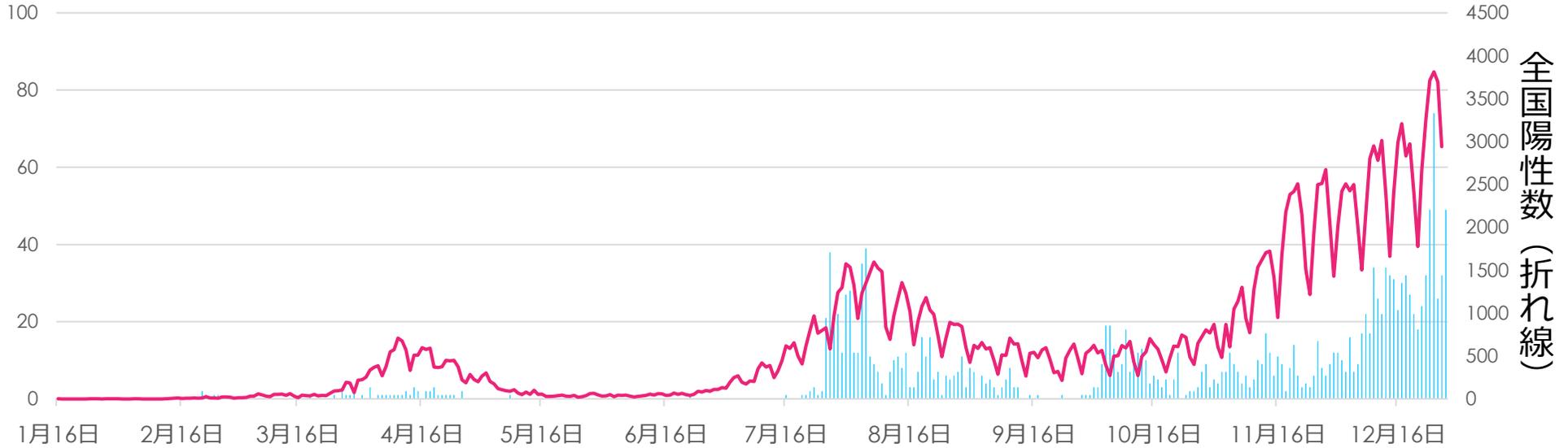
資料4

（5）その他

全国と熊本県の陽性確認状況

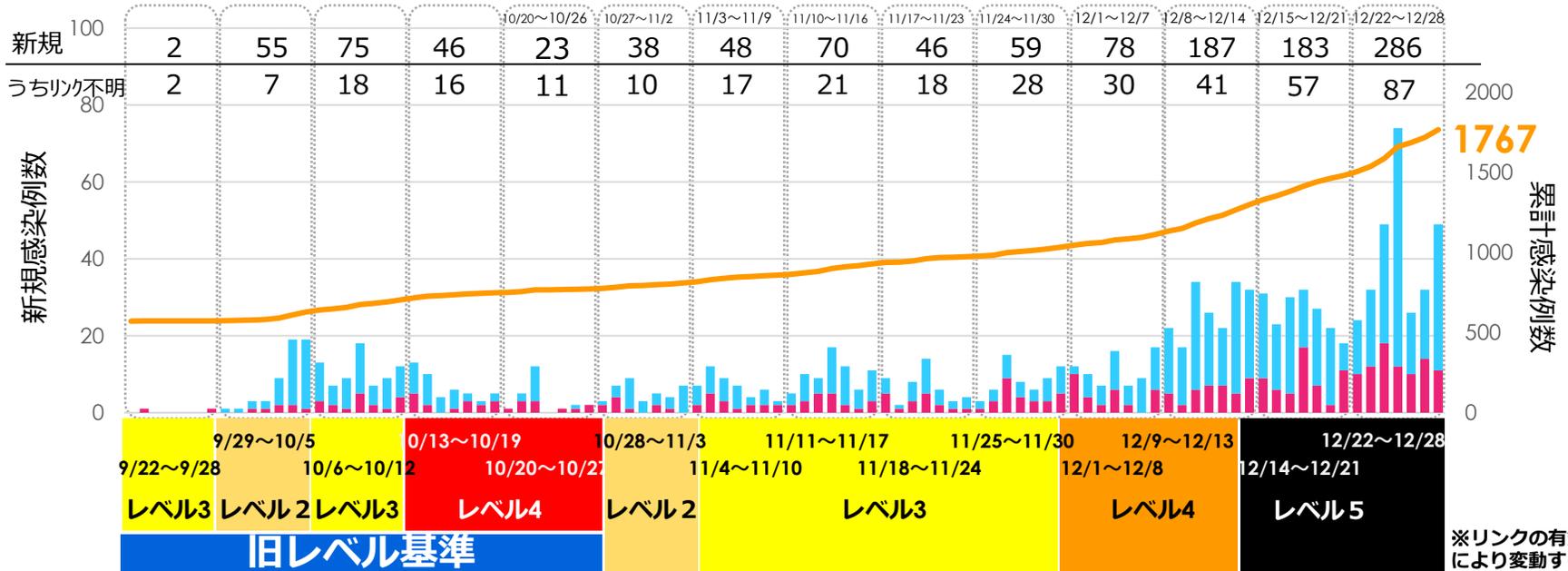
本県の12月28日までのデータによる
 全国のデータは厚生労働省より(12月28日時点)

熊本県陽性例数
 (棒)



全国陽性数
 (折れ線)

県内の陽性確認状況とリスクレベル



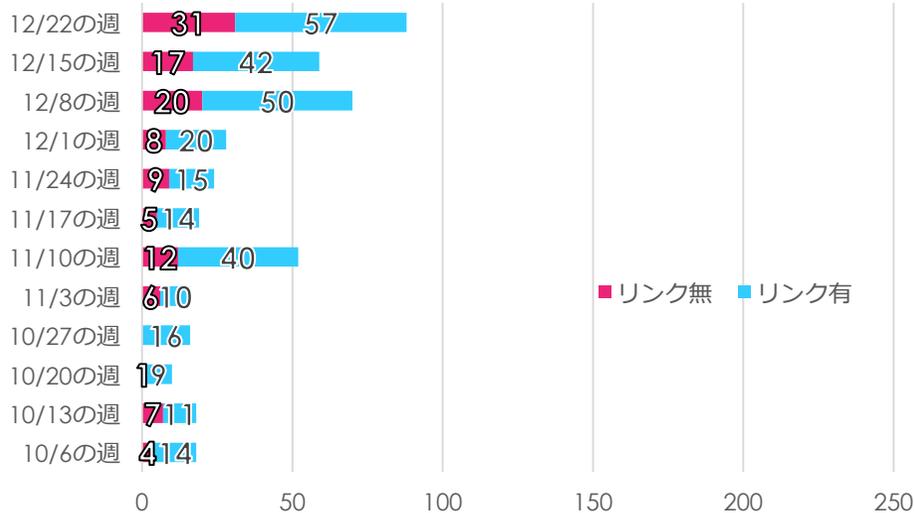
※リンクの有無は今後の調査により変動することがある

リンク無し陽性者の確認状況

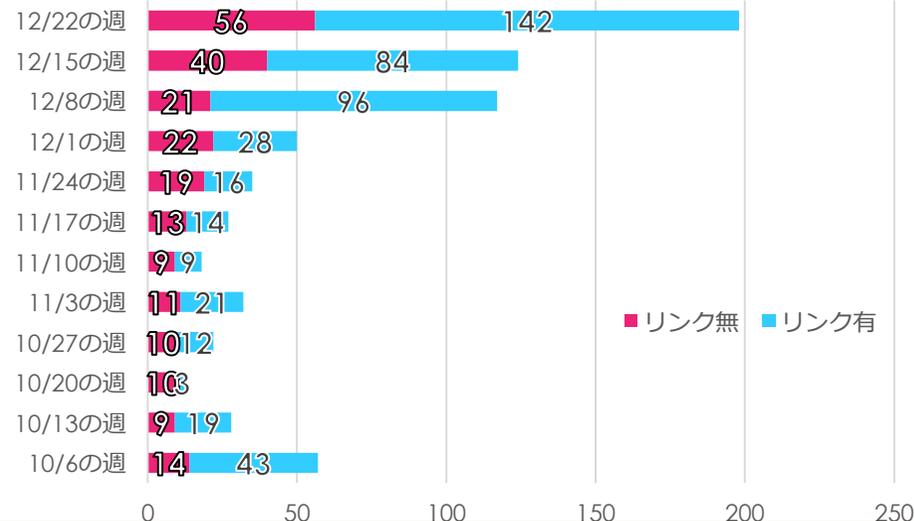
本県の12月28日までのデータによる

※リンクの有無は今後の調査により変動することがある

熊本市を除く県の状況



熊本市の状況

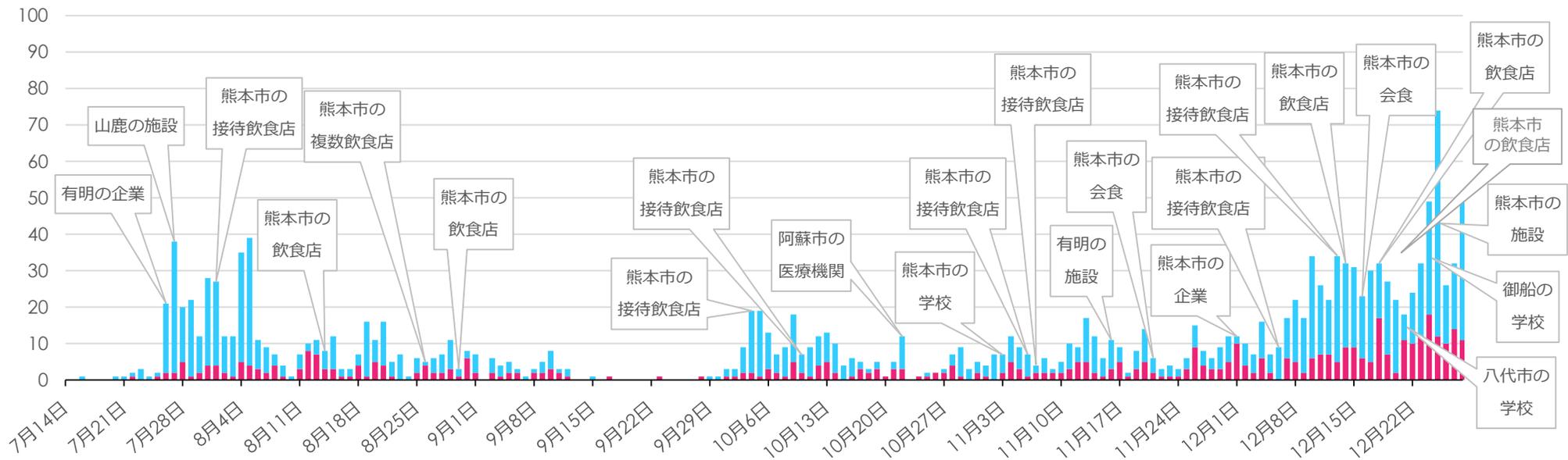


県内の6指標の状況

	医療提供等の負荷 (判断日の状況)		監視体制	感染の状況 (直近1週間の状況)			
	①病床のひっ迫具合		③PCR 陽性率※ (一週間平均値)	④直近1週間の陽性者数 (熊本県人口で換算)	⑤前週との 比較	⑥感染経路 不明割合	
	病床全体	うち重症者用					
ステージ4	50%	50%	437人	10%	437人	先週より増	50%
ステージ3	25%	25%	262人	10%	262人	先週より増	50%
ステージ2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階						
ステージ1	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階						
12月28日	39.0%	8.5%	308人	7.7%	286人	+103	87人 (30.4%)
12月21日	41.2%	10.2%	262人	6.9%	183人	▲4	57人 (31.1%)
12月14日	32.5%	13.6%	188人	10.6%	187人	+109	41人 (21.9%)
12月7日	18.3%	11.9%	104人	8.0%	78人	+19	30人 (38.5%)
11月30日	16.8%	10.2%	81人	4.9%	59人	+13	28人 (47.5%)
11月23日	18.3%	3.4%	85人	5.7%	46人	▲24	18人 (39.1%)

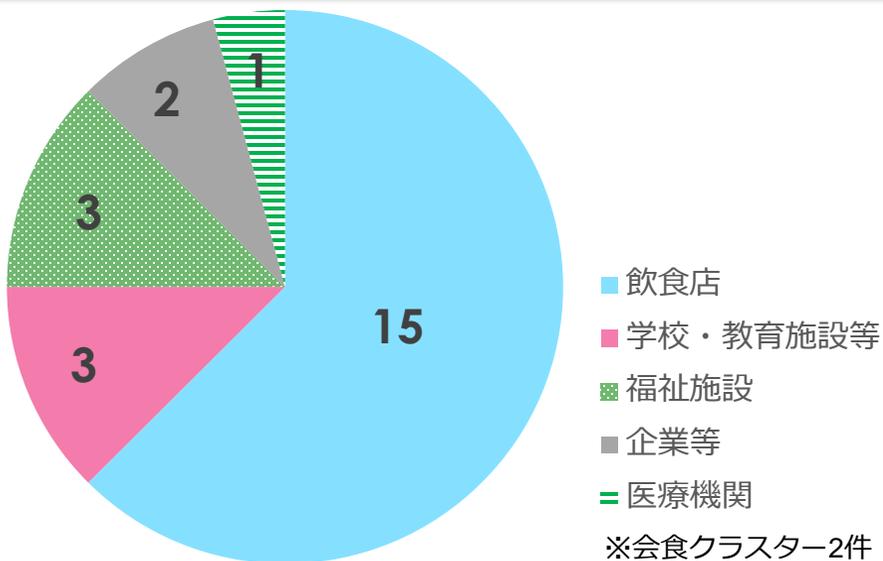
県内のクラスターの発生状況

グラフは本県の12月28日までのデータによる



県内のクラスターの発生状況、場所別の発生件数

保健所毎の感染状況（12月28日まで）



保健所名	陽性者数	保健所名	陽性者数
熊本市保健所	1021	宇城保健所	54
有明保健所	250	八代保健所	100
山鹿保健所	60	水俣保健所	37
菊池保健所	124	人吉保健所	7
阿蘇保健所	59	天草保健所	14
御船保健所	41	計	1767

介護老人保健施設 白藤苑のクラスターの概要

報道提供

■ 事業所の概要

施設名：白藤苑(介護老人保健施設・通所リハビリ)

(住所)熊本市南区白藤5丁目1番1号

運営法人：医療法人松下会

入所定員：100名 通リハ登録利用定員100名

■ 施設の概要

4F 老健(白藤苑)入所

3F 老健(白藤苑)入所

2F あけぼのクリニック病棟(入院19床)、透析室

1F 老健(白藤苑)リハビリ室、通所リハビリ(白藤苑)、
クリニック外来、訪問看護、居宅介護支援事業所

■ 発生の状況

最初の陽性者判明日 12月23日(水)1名

12月24日(木)12名(県事例1名含む)

12月25日(金)45名

12月26日(土)3名

12月27日(日)4名

12月28日(月)2名

■ 検査の実施状況 (12月28日時点)

検査数509件中、陽性者67人(入所者53人、スタッフ14人)

※さらに感染者の拡大に伴い接触者を調査中

	検査数	検査結果		結果待ち
		陽性	陰性	
スタッフ	249	14	235	0
入所者、外来透析患者	260	53	207	0
合計	509	67	442	0

県民及び事業者への要請について

現在の状況

- ・本県の感染拡大に伴い、12月3日から来年1月11日までを「感染防止の集中対策期間」とし、対策の強化を要請
- ・12月28日に、1週間の感染者数が**286人**(確定数)となり、国のステージ3基準である人口10万人当たりの感染者数が15人を超過
- ・特に熊本市において、医療提供体制は逼迫を見せている（12月28日の熊本市の病床使用率75.5%）

県内の感染状況

- ・熊本市中心部歓楽街の酒類を提供する飲食店関連で感染が拡大（熊本市の分析によると、**半数以上の陽性者**が当該属性に関係）
- ・熊本市においてはリンク無し感染者も増加しており、地域内で市中感染が進行していると考えられる
- ・酒類を提供する飲食店クラスターの頻発に続き、**高齢者施設での大規模クラスターが発生しており**、感染の場面が拡大している
- ・県内の全圏域で感染は増加している

国分科会の見解

- ・国新型コロナウイルス感染症対策分科会は、12月23日に、「感染拡大が見られる場合には、飲食店の時短要請等の対策も検討する必要がある。」と提言
- ・分科会尾身座長は、「歓楽街や飲食を介しての感染が感染拡大の原因」とし、「飲食を中心として感染拡大していると考えられるため、飲食店などの営業時間の短縮要請を含め会食・飲食による感染拡大リスクを徹底的に抑えることが必要」とコメント

感染者減少への基本戦略



熊本市中心部歓楽街の感染拡大を強力に抑え込む

事業者及び県民への要請 酒類を提供する飲食店及び会食を感染拡大の急所と捉え、1月11日まで下記の措置を追加で要請

飲食店への要請

- ① 感染が拡大している熊本市中心部の午後10時以降も酒類を提供する飲食店等の**営業時間の短縮（午後10時までに閉店すること）**を要請
- ② 改めて、県のチェックリスト等を用いた感染防止対策の徹底を要請
- ③ 熊本市中心市街地飲食店緊急PCR検査を受けることを要請

県民への要請

- ① 時短要請該店舗については、**午後10時以降の利用自粛を要請**
- ② 5人以上の会食の自粛を要請
(会食は、子ども、介助者等を除き4人以下の単位として下さい。ただし、同居家族のみの場合はこの限りではありません)
また、普段顔を合わせていない方との会食は、極力控えて下さい

営業時間短縮の要請について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づき、下記のとおり施設の営業時間短縮について、協力を要請します。

記

1 区域

別紙のとおり

2 期間

令和2年12月30日（水）午後10時から令和3年1月12日（火）午前5時まで

3 要請内容

酒類を提供する飲食店等を午後10時以降も営業する施設の管理者に対し、午後10時から翌日午前5時までの間の営業を行わないよう要請します。

4 対象施設

施設の種類	施設の例
午後10時以降も酒類を提供する飲食店及び接待を伴う飲食店（食品衛生法第52条の規定により許可を受けたもの）	キャバクラ、ホストクラブ、バー、クラブ、居酒屋、酒類を提供する一般的な飲食店、酒類を提供するカラオケ店など

営業時間短縮の要請を行う区域

熊本市中央区の下記の場所とする。

安政町、下通1丁目、下通2丁目、花畑町、桜町、手取本町、上通町、上林町、
城東町、新市街、水道町、草葉町、中央街、南坪井町、南千反畑町、
辛島町1番～7番、井川淵町1番～2番



新型コロナウイルス感染症対策について

対策の基本方針

- I 有症状者や感染が疑われる者に対する診療や検査を、積極的かつ迅速に実施できる体制を整備。
- II クラスターの未然防止や早期収束に対応できる体制を整備。
- III ハイリスク者の入院等に確実に対応できる万全な医療提供体制を整備。

① 高齢者施設等における対策

- 基本的な感染防止対策を徹底するとともに、入所者等において発熱等の症状がある場合は、協力医療機関等と連携し、迅速かつ確実に検査を行うよう、高齢者施設等へ改めて依頼。
- 発熱等の症状がない場合でも、施設において必要性があると判断した場合は、国の交付金を活用して入所者等の検査が実施できることを、高齢者施設等へ改めて周知。
- 施設内で感染者が発生した場合には、専門チーム「CMAT」による速やかな初動対応を実施（熊本市内の高齢者施設で発生したクラスターにも、市と連携して対応）。

② 接待を伴う飲食店における対策

- 熊本市と連携し、熊本市中心部の接待を伴う飲食店直接訪問し、「出張PCR検査」の受検を呼びかけるとともに、感染防止対策の徹底について改めて依頼。
＜訪問実績＞ 第1回：12月15日 261店舗、第2回：12月23日 約284店舗
＜検査実績＞ 12月28日時点 79店舗、338名

③ 医療提供体制

- 医療が逼迫している熊本市において、入院病床を更に確保するため、熊本市と連携して医療機関との調整を実施。
- 2棟の宿泊療養施設において軽症者や無症状者の受入れを進めるとともに、3棟目の開設に向けた準備に着手。
- 県調整本部における広域的な入院・転院調整により、高齢者等の入院患者の受け入れに確実に対応。

営業時間短縮要請に伴う事業者支援

【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額18億94百万円（一）

営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

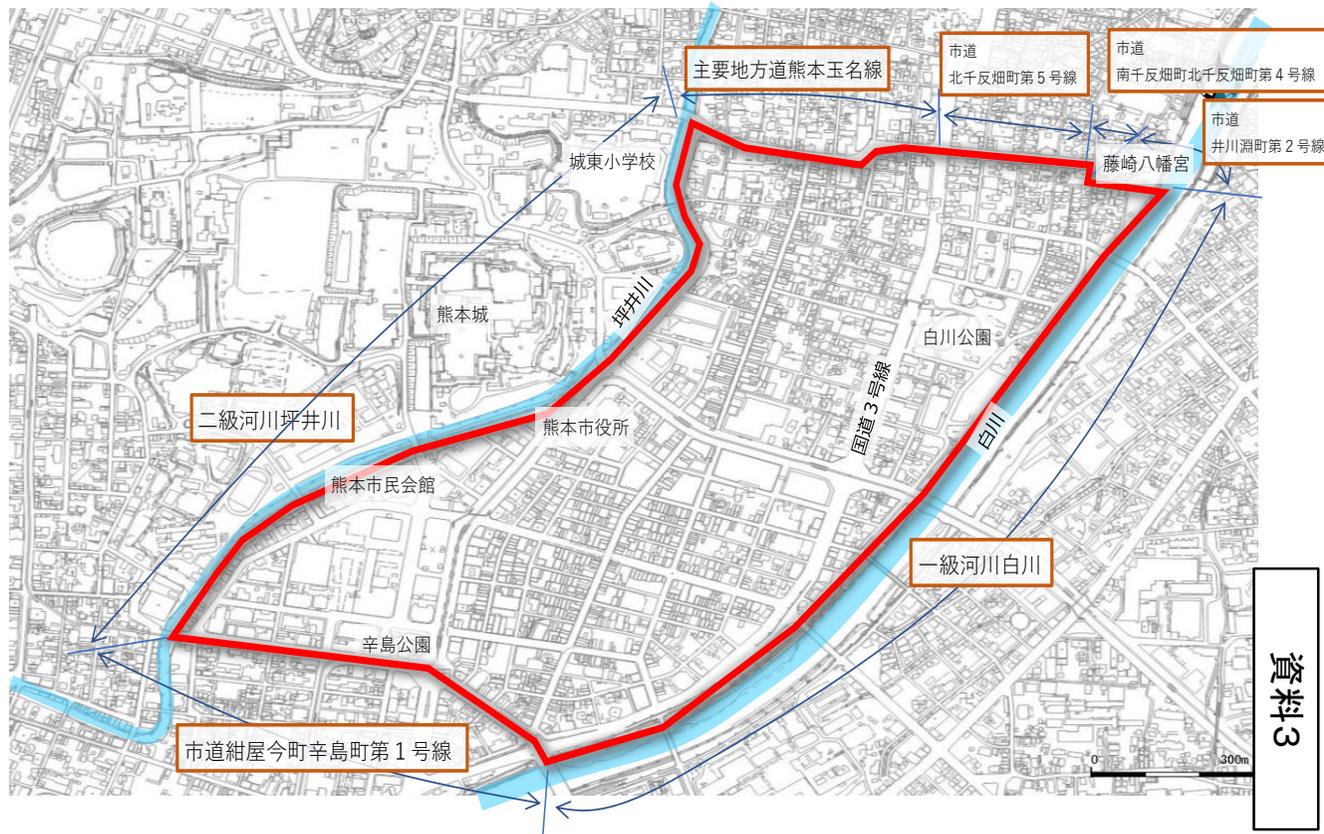
- 県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、午後10時以降も下記区域内で酒類の提供を行う飲食店等を営業する者に対し、12月30日（水）から1月11日（月）までの全期間、**営業時間を午後10時までに短縮することを要請**
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた者に対して、**原則52万円の協力金を支給**
※遅くとも1月2日から営業時間の短縮を開始し、1月11日まで行った事業者が対象。その場合、4万円に1月1日までの午後10時を超えて営業した日数を乗じた額を差し引く。

<要請の概要>

- 1 内容：
営業時間を午後10時までに短縮すること
- 2 対象者：
酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店を午後10時以降も営業する者
(キャバクラ、ホストクラブなど接待を伴う飲食店やバー、居酒屋に加え、酒類を提供する一般的な飲食店やカラオケ店)
- 3 区域：右図のとおり
- 4 期間：
12月30日（水）～1月11日（月）（13日間）

<協力金>

- 1 コールセンター：096-333-2828
(～1/11まで)
 - ・平日 ⇒ 9:00～19:00
 - ・土日祝日(年末年始含む) ⇒ 9:00～17:00
(1/12以降)
 - ・平日 ⇒ 9:00～17:00
 - ・土日祝日 ⇒ 休み
- 2 申請期間：1月12日(火)～2月26日(金)



資料3

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、市と連携して事業を実施（負担割合：国8/10、県1/10 □□ナ臨時交付金、市1/10）

令和2年(2020年)12月29日

Go To イートキャンペーン事業の食事券等の取扱いについて

本日、県内の感染状況が国の分科会がキャンペーンの対象地域から除外を検討すべきとしているステージ3（感染急増）に該当することとなったため、Go To Eat キャンペーン事業における食事券等の取り扱いについて、事業を主催する農林水産省に次のとおり要請しました。

<農林水産省への要請>

- 内容：①全県下において、食事券の新規予約・発行の一時停止
- ②全県下において、会食時の発行済食事券・ポイントの利用は、4人（子ども、介助者等を除く。）以下の単位とする（同居家族のみの場合はこの限りでない。）
- ③営業時間短縮要請対象店の短縮時間中（午後10時～午前5時）における店内飲食での食事券・ポイントの利用制限（※）
- ※利用制限の対象区域は通町筋・桜町周辺地区（営業時間短縮を要請した区域）。なお、テイクアウト、デリバリーは短縮時間中も利用可。

期間：令和2年12月30日（水）午後10時から
令和3年 1月12日（火）午前 5時まで